令和7·8年度(定期)

小規模業務(工事·物品·役務)契約業者登録申請要項

筑 西 市

- 受付期間 令和7年2月3日(月)~ 令和7年2月28日(金) (土曜日、日曜日、祝日を除く)
- 2. 申請方法 **『郵送』**によるものに限ります。

封筒には『入札参加資格審査申請書在中』と朱書きで表記し、受付票を送付するための返信用封筒(110円切手を貼付)を必ず同封してください。 また、2月1日~2月28日の消印があるものを有効とし、それ以降は無効となりますのでご注意ください。(無効とした書類は返却できません。)

- 3. 宛 先 〒308-8616 茨城県筑西市丙360番地 筑西市役所 総務部契約検査課まで
- 4. 申請対象

本市の区域内に本店を有する法人又は個人で、次の要件を満たす者とします。

- (1) 法人にあっては、法人市民税台帳に登録されている者
- (2) 個人にあっては、成年被後見人、被補佐人又は被補助人でない者
- (3) 同じ業務(工事・物品・役務)かつ同じ登録有効期間の入札参加資格審査申請を行っていない者
- (4) 受注しようとする業種を履行するために必要な資格、免許等を有している者
- (5) 市税を滞納していない者
- 5. 契約対象

小規模業務契約の対象は次のとおりです。

- (1) 工事:発注予定価格(税込)が1件当たり金額200万円以下のもの
- (2) 物品:発注予定価格(税込)が1件当たり金額150万円以下のもの
- (3) 役務:発注予定価格(税込)が1件当たり金額100万円以下のもの
- 6. 登録有効期間 令和7年6月1日~令和9年5月31日(2年間)

7. 申請書類

- (1) 工事
 - ア 小規模業務(工事)契約業者登録申請書(様式第1号)
 - イ 納税証明書 (完納)
 - (本庁収税課又は各支所(関城・明野・協和)で発行したもの。ただし、申請日以前3か月以内の証明書であること。)
 - ウ 許可証、登録証の写し
- (2) 物品·役務
 - ア 小規模業務(物品・役務)契約業者登録申請書(様式第1号の2)
 - イ 物品取扱品目(別紙1)、役務取扱業務(別紙2)
 - ウ 納税証明書(完納)
 - (本庁収税課及び各支所(関城・明野・協和)で発行したもの。ただし、申請日以前3か月以内の証明書であること。)
 - エ 許可証、登録証の写し(必要に応じて添付すること。)
- 8. その他

要項・様式は筑西市ホームページ (トップページ「事業者の方へ」→「事業者への方へのお知らせ」) からダウンロードできます。

9. 問い合わせ先 筑西市役所総務部契約検査課

0296-24-2185 (内線4237)